

国語分科会（第42回）議事録

平成21年11月10日（木）

午前10時～11時25分

旧文部省庁舎・第2講堂

〔出席者〕

（委員）林分科会長，西原副会長，前田漢字小委員会主査，杉戸日本語教育小委員会副主査，井田，伊藤，伊東，井上，岩見，沖森，尾崎，金武，笹原，東倉，中野，納屋，西澤，長谷川，濱田，松村，山田各委員（計21名）
（文部科学省・文化庁）玉井文化庁長官，合田文化庁次長，清木文化部長，匂坂国語課長，氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会（第41回）議事録（案）
- 2 「改定常用漢字表」に関する試案（案）
- 3 日本語教育小委員会における審議状況について
 - 3-1 「生活上の行為」の分類一覧
 - 3-2 「生活上の行為」の事例の整理
 - 3-3 学習項目の要素の記述方法

〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿
- 2 「「新常用漢字表（仮称）」に関する試案」に対する「意見募集」で寄せられた意見の概要

〔経過概要〕

- 1 事務局の異動について紹介があった。
- 2 玉井文化庁長官からあいさつがあった。
- 3 事務局から配布資料の確認があった。
- 4 前回の議事録（案）が確認された。
- 5 前田漢字小委員会主査及び事務局から，配布資料2と参考資料2の説明があり，配布資料2が了承された。その結果，配布資料2の「「改定常用漢字表」に関する試案」に基づいて，再度，意見募集を行うことが確認された。
- 6 西原副会長（日本語教育小委員会主査）から，配布資料3，3-1，3-2，3-3についての説明があった。
- 7 次回の漢字小委員会は平成22年1月19日（火）の午前中，日本語教育小委員会は来月12月14日（月）の午前中に開催すること，また，会場等の詳細が決まり次第，事務局から連絡することが確認された。
- 8 前田漢字小委員会主査，西原副会長及び事務局からの説明等は次のとおりである。

○前田漢字小委員会主査

私から漢字小委員会の御報告をさせていただきます。

先ほど，前回の国語分科会の議事録の確認がございましたけれども，それと併せて見ると今回の違いが出てくるわけです。今日，国語分科会があるので，これまでの漢字小委員

会の議事録をずっと読んでまいりまして、それで、大きな違いがあるかなと思っていたんですが、いろいろと詳しい御討議を頂きながらも、基本的な線では前回と変わっていないという印象を持ちました。ですから、その経過のことからまずお話しした方がいいのかなと思っております。

今回の漢字小委員会のまとめとなりますのは、配布資料2として先ほど御紹介いただいた「改定常用漢字表」に関する試案（案）」というものでございます。平成21年の1月ですか、その時に「新常用漢字表（仮称）」に関する試案が出ておりますが、それと比べていただければ細かな修正点はお分かりいただけるわけです。それで、この形になるまでにどういう検討が行われたかということは、今日の「改定常用漢字表」に関する試案、今日お配りいただいた資料の終わりの方の部分を見ていただければお分かりいただけるわけです。

漢字小委員会につきましては、185ページのところからずっと挙がっております。第1回が平成17年9月13日ですが、ずっと平成18年、平成19年と行われてまいりまして、今回の漢字小委員会はその後の部分になってまいります。これでは、非常に簡単に「新常用漢字表（仮称）」の基本的性格について」などと大まかな内容のことが書いてございますが、これだけではちょっと分かりにくいかと思います。

漢字小委員会に御参加いただいている方には、当然お分かりいただいているかと思えます。ですから、余分なことになる点もあるかと思えますが、振り返ってみますと、前回と比較して議論してきたことというのは、前回までの議論を詰めて、そして更に細かく検討し、分かりやすくしていくということであったかと思っております。修正のきっかけとしてありますのは、これは既に皆さんが知っておられますように、意見募集を求めまして、その寄せられた意見に基づいていろいろな議論を行ってきたということでございます。

この漢字小委員会のところでは、基本的な考え方についての意見などを検討し直すということが行われました。寄せられた意見でそういったことについて触れているものを整理し、考えるべきところを考え直すと、これが第31回、平成21年4月28日から第32回などで行われてきたわけです。先ほど申しましたように、この点につきまして、基本的な考え方変わるところは大きく言えばなかったというふうに思っております。

その次には、間に入る形で懇談会を持つことが決まりまして、配布資料2の最後の方に懇談会のことが書かれております。私もこれを機会に改めて考えるわけですから、国語教育や、情報化などのことにつきまして御専門の方をお呼びし、意見をお伺いしました。それで、字体に関するヒアリング、あるいは目安としての漢字などのことについて改めて考え、確認したわけです。

それから第34回、7月17日。このところで字種、音訓に関して寄せられた意見を検討し直しました。そして第35回は字体についての検討を行いました。第36回はちょっと今までの流れと変わっておりますが、内閣法制局から意見が寄せられまして、これは、事務局に提出が遅れるという知らせが事前にあったとのことですけれども、非常に詳しい調査検討結果を付けたものが出てまいりました。時期的に遅れていることもあって、この段階まで漢字ワーキンググループで検討したりして、漢字小委員会に出したのはこの段階になったわけですが、これはやはり重要な意見であり、またあらかじめ連絡があったこともあり、私もとしてはやはり付け加えて検討すべきだと考えました。内閣法制局から採用してほしいという要望のあったものについては、寄せられた意見に合わせて検討いたしました。そして37回、10月23日に全体的な検討をしたわけです。

その報告について、一つ一つについてのお話をいたしますと長くなりますので、必要があるところは補うことにしまして、最終的なところで、試案に出すこととして挙げたいのは、常用漢字表の改定について検討する最初からの問題となっております漢字表の名称

のことですね。これについては、そこまでの漢字小委員会でもかなり早くから問題点を指摘し、御意見を求めたりもしていたわけですが、十分な時間が得られないということもあり、余り多くの御意見がなかったということもありまして、最後の方までまとめるのが延びたわけでございます。

それで、その名称がどうであるかということは、この表が基本的にどういうふうなものであるのかという位置付けとも関連してくることでございまして、その点で適当な名称があるかどうかということでもいろいろお考えいただいて、なかなかいい案が出せないという状況が続いていたかと思えます。最終的には、基本的に前の常用漢字表と考え方が変わっているものではない、例えば目安としての漢字表、これは当用漢字表と違うところですけども、その辺りのところも変わっていないということを考えて、名称は元の形のままでいいのではないかとこのところに至りました。

ただ、案として出していくときには、ここにありますように、これから前のものなどとの対照の意味もあって、「改定常用漢字表」に関する試案」と配布資料2にありますように、「改定」を付けてあります。それで、これが正式に認められた後は「改定」というのが外されることになると考えております。

そういうふうに、基本的には前のものと変わらないし、それからこの改定常用漢字表の基本的な考え方についての説明があるわけで、これが1ページからずっと続いておりますが、この辺りのところは前の国語分科会で報告したものと変わっていない。いろいろ細かな部分で手を入れたところがございます。今までの流れで、前と多少変わってきているのは、情報化時代というものに対してどういうふうな対応をしていくかということが、こういう改定案を考えざるを得なくなった事情でありまして、そのことが詳しく前書きでは書いてあります。

この部分は基本的には変わっていないわけで、そういう意味で言えば、「表外漢字字体表」で、情報化時代に対して今後ますますそういう機器の活用や、漢字の多用化が進んでいくであろうという予想を実は書いていた。これが私ども一私どもと言ってはまずいかもしれませんが、私はそんなことに関係していて、その時にそういうふうなことを感じていたわけですけども、これは、常用漢字表の時代とはかなり変わっていたわけです。その「表外漢字字体表」で書いていた予想が当たっている、その方向に進んでいるというふうに感じております。寄せられた意見の中には、多用化している、情報化が進んでいるということは証明されたのかなんていう、そういう意見もありましたけれども、方向としてはそういう流れに向いているということを感じました。

ただ、そのことによって、今までの国語教育、そのほかにおける影響ということがどうなるのか。情報化ということによる多用化のためにそちらの方がないがしろにされては困るという意見が、国語分科会でも、寄せられた意見でも出されておりました。これについての検討から、この前書きの文章の表現の仕方、特に手書きの問題をどう扱うのかということについて非常に活発な御意見を頂き、ここではそういった面での修正が行われております。これは考え方の基本が変わったのではなくて、そのバランスをどう取るかというところ、これが非常に重要な問題となって、そして御意見を頂いたところで、なるべく分かりやすく、しかし基本的な面を押さえながらというところこういう文面になったとお考えいただければと思うわけです。

それから、いわゆる情報化の場合に、これは情報機器を使った、ワープロなどを打って文字を書くということが問題となってくるわけで、その字体、字形などのことがそれと関連して出てくるわけです。そういった面での細かな字体、字形の議論に入りまして、先ほどの手書きの問題などとも併せ、いわゆる活字になった形、昔は鉛の活字だったわけですが、これがもう非常に機能的に変わってきているわけで、現在はフォントというものを

作って、それに応じた印刷書体が出てくる。コンピューターを使った形で出てくるという形で、昔の鉛の活字のような、ある意味では人手の細かな点まで掛かった、人手の入っているようなそういうものとは変わっているところがある。その辺りのところをいかにして考え、これからの印刷、それからそれに対応する手書きの問題ということを非常に問題にしてきたわけです。

そこで、そういう印刷の形式ということからこれはいろいろな制約が出てくる。これは後の方で明朝体の活字印刷、活字と言いますか、印刷ということを考えます場合に、そのフォントはどうあるべきかと、この辺のところなかなか分かりにくいところがありまして、これも懇談会を開いた理由の一つになっております。ここのところで国語教育など、この手書きの問題と併せて、ある意味ではいろいろと困難な問題が起こってくるわけで、手で書いた字を鉛の活字に移していけるというふうな時代ではなくなっているということがあるわけですね。

私どもは、これは前の常用漢字表から受け継いでいるわけで、その時にこれは印刷書体を中心に漢字表を考えていたわけで、これを受け継いできている。表現としては、それを受け継ぎながら、いろいろ質問があったあいまいな点を除く、そういう作業としてこういう形の議論が細かな点に至るまで行われてきたというふうに思っております。この改定常用漢字表というのは、そういう印刷の書体を中心として考えるものであると、これが基本ですね。しかし、その漢字表の改定によりまして、手書きの重要性というのを忘れてはならないというところの反省も加えられた形で、こういう形になっているというふうなことでございます。

それから、議論としましては、漢字表の具体的な内容になってくるわけで、これについては、表の中で傍線などを引きまして、どういうふうに前と変わってきているのかということが示されておりますが、いろいろなことを一つ一つ取り上げている時間がなくなってきました。それで、付け加える漢字表の中の字体、字種、音訓などの問題は、今言ったように、表のことを考えて御覧になっていただければいいわけですが、先ほど申しましたように、表に付け加えられている部分と、それから終わりの方の、153ページ辺りから、これは前回の国語分科会で御報告したものに修正が加わっているわけですが、その追加・削除字種の候補を挙げてあるところです。

削除ということには前回議論が入っていたわけですが、いろいろな検討の結果、なかなか削除していくことは難しいということになってきております。それから、常用漢字表に新たに加える字及び前からある字でも、一部につきましては、音訓の追加あるいは削除が入っております。それは155ページ以下のところにありまして、追加候補の字種にかかわって前回まで挙げていたものから変更した部分、これらが155ページのところに挙げてあります。

当然、字種が加われば、それに対する音訓が付け加わってくるわけで、字種の追加候補とそれの音訓が入っておりますし、字種の削除候補としましては、これは前からいろいろ議論があり、また、国語分科会においても議論のあったところですが、「聘」とか「憚」とかなどというふうな漢字を削除候補として挙げてあります。それから、備考欄の変更、音訓の追加など、ここに示してあるとおりです。

その後、現行の、つまり前の常用漢字表に挙げてあった字であっても、例えば「描」という字を「書」と併せて「かく」と読むというふうなことを追加したいという要望がありました。それにこたえる形で追加しておりますし、それからいろいろ議論はあったけれども、音訓の削除では、「愛」という字の「え」、それから「岐」の「ぎ」など、これらの読み方は、これは、今回、固有名詞の追加、これが都道府県名についてのみを中心として認めるという考え方に至りまして追加を認めたわけですが、それらの音訓を、「愛」の字

に「え」というのを、「岐」に「ぎ」，「児」に「ご」などというふうな，県名などにかかわって増えた読みについて，これを表の漢字の音訓という形で入れないで，後の備考欄の方に回していくということなど変更をいたしました。そのほか，変更につきましては，ここで挙げてありますように，いろいろ細かに検討したわけですが，それらのことは省きます。

本表の示し方にかかわる変更というふうなことは，そこに挙げてありますように，いろいろと議論のあった「邈」という字の問題，これはその字形の問題もあるわけですが，それらについて，そこでは変更いたしました。議論の中身につきましては，一つ一つの字について漢字ワーキンググループで議論し，漢字小委員会でも1点しんにゆうか2点しんにゆうかなどについては，その表の示し方も含めて議論が長時間，かつ多岐にわたります。まとめるのにかなり困難を感じたわけですが，ここにあるような形で示すということをお認めいただいたということになります。説明の時間が予定よりも超過しているようですので，後のことは一々の字にわたることとなってきますので，ここでは省かせていただきます。

○林分科会長

これまでの経過を中心にして，審議の全体的なことをお話しいただきました。この国語分科会におきましては，この常用漢字の見直しに関しまして，実は前回，今年の1月末にその内容の御説明を申し上げ，御了解を頂いております。それを基に，第1回目の意見募集をさせていただきました。寄せられた意見を受けて慎重な議論が進んできたところでございます。

この間におきましては，それ以後，その意見を受けてここで認めいただいた第1次案に加わった改定の部分を御確認いただいて御審議いただくということが大事だろうと思っておりますので，今の前田漢字小委員会主査のお話と一部重なりますけれども，具体的な要点を事務局から御説明いただきたいと思います。若干時間が延びることになりますけれども，重要な点でございますので，必要な御説明をちょうだいしたいと思います。

○氏原主任国語調査官

それでは，変更点を中心に御説明申し上げます。

配布資料2，先ほど前田漢字小委員会主査のお話の中にも出てきましたが，154ページをお開けください。今，林分科会長からお話がありました，「「新常用漢字表（仮称）」に関する試案」，そこからどのような変更が行われたかという一覧がそこにあります。

まず漢字表の名称の件ですが，これは前田漢字小委員会主査のお話の中にもありましたように，「改定常用漢字表」とする。一番大きな理由は，基本的な性格が変わっていないという点です。現在の常用漢字表は，漢字使用の目安です。同じく漢字使用の目安という性格付けをしている漢字表ですから，漢字使用の目安である「常用漢字表」を改定する，そういう考え方が一番基本と言うか，自然であろうと，これがその理由です。

この考え方なんですが，委員の皆さんのお手元に『国語関係答申・建議集』という冊子があると思います。その目次を御覧ください。目次の2ページ目でございます。26番から項目が並んでおりますが，30番を見てくださいと，「改定送り仮名の付け方（答申）前文」，それから36番は，「改定現代仮名遣い（答申）前文」，このように，これまでの国語施策においては，性格の変わらないものを改定する場合には，答申段階では，今見ていただいておりますように，「改定送り仮名の付け方」あるいは「改定現代仮名遣い」，こういう形で答申いたしまして，これが内閣告示・訓令になるときは「改定」が落ちて「送り仮名の付け方」あるいは「現代仮名遣い」という形になっております。ですから，

今回「改定常用漢字表」になったという大きな理由は、性格が変わらないということと、これまでの国語施策の流れの中でもこういう形で扱われてきているからということです。この点で、今回も名称を変える理由はないであろうという判断でございます。

それから2点目です。配布資料2の154ページに戻りますが、前文の、基本的な考え方の記述の変更というところで、1から10までに分けて書いてございます。これは、具体的には157ページ以下を見ていただくと、記述が変わったところには波線のアンダーラインを引いてありますので、後で御確認いただくということで、基本的な考え方のうち比較的大きな変更を加えたところを1点だけ御説明申し上げます。159ページを御覧ください。ここは漢字を手書きすることの重要性の部分です。ここに関してはかなり御意見を頂きました。その中では、例えば、漢字を習得するのは手で書くということだけではないだろうというような批判的な御意見もありました。ただ、ここで書かなければいけない事柄は、漢字を習得するためにどのような方法があるかということではないんですね。機械、情報機器を使って文章を作成するのが当たり前の状況になってきている、それはイコール手で書くことが少なくなっているということです。ですから、今後のことを考えますと、情報機器はますます普及していくことが予想されますので、その中で手書きというものをどう位置付けていくのか、そこが一番重要な点なわけですね。極端なことを言う方は、これだけ情報機器が普及しているので、もう手で書けなくてもいいんじゃないかというようなことまでおっしゃるわけですね。その中で手書きという行為をどう位置付けていくかということで、159ページの記述があるわけですね。基本的な骨格はこれまでと同じなんですけど、大きな要素が一つ加わりました。

これは漢字小委員会の中で東倉委員から御提案があったものです。漢字を習得するときには手で書くことが重要だということがここに書いてあるわけですね。何度も手で書くことによって、視覚、当然手で書くわけですから、漢字を書いて、自分が書いている漢字が目に入ってくる、視覚ですね。それから、鉛筆などの筆記具を握っていますから、手の感触としての触覚。そして、手を動かしていくわけですから、運動感覚ですね。運筆するということは運動しているわけですから、そういう様々な感覚が複合する形でかかわっていく。これが実は漢字の運用能力の最も基本的な部分になっていくであろうということが書かれていたんです。しかし、東倉委員から、情報機器を利用した場合にも漢字習得が行われているだろうという御指摘がございました。これは日ごろの経験を思い出していただければお分かりのように、情報機器を使って文章を作成していくときには必ず仮名漢字変換のときに複数の漢字候補が出てくる、そして、その候補の中で適切なものを選んでいくという作業を繰り返し行っているわけですね。これが繰り返し行われるということは、その文章にとって最もふさわしい漢字を目で選んでいくわけですから、どの漢字がふさわしいのかということ瞬時に判断しているわけですね。情報機器を使う場合にも、そういう目で見てこの字がふさわしいというものを選び取るという作業が行われていますので、それも一つの習得と考えることができるわけですね。ただし、ここにおける習得というのは、既にある漢字の候補から選ぶわけですから、言わば出来上がった漢字の図形からどれがふさわしいものかを選び取っていくという作業になっているわけですね。このことは、基本的に自分で手で書いて漢字を一つ一つ覚えていくという行為とは全く異なる性質のものであるということになります。

ここに関してはきちっと記述しておくべきではないかというような御指摘があったものですから、それで、波線のところがたくさん159ページにありますけれども、情報機器における漢字習得というのは主に漢字を図形のように弁別できる能力を強化する、強めるということにしかならないんだという記述を加えました。知っていることを、ああ、これがそうなんだと繰り返し、当てはめて、選び取っていくという作業になるわけですね。やはり

根本的な能力をきちっと身に付けていくためには手で書くことが必要であるというような形で、ここは、かなり手厚い記述になったと思います。前文に関しましては、もう時間がありませんので、この点だけにしておきます。

それでは、155ページに戻っていただきまして、追加字種とその音訓です。ここはいろいろな御意見がありました。参考資料2をお出しいただきたいと思います。これも先ほどの前田主査のお話にありましたように、寄せられた220件の御意見、これらの一つ一つをすべて取り上げて、基本的な考え方、字種にかかわること、音訓にかかわること、字体にかかわること、それからその他の問題というふうに5本の柱を立てまして、分析しております。分析した詳細な資料は、漢字小委員会に提出しておりますので、既に御覧になっていらっしゃると思います。

この中で、字種のところですけれども、ここで2番を見ていただきたいんですが、字種の追加・削除には、127件の御意見が寄せられました。追加希望のあったものとしては、全体で302字種について追加してほしいという要望が寄せられました。ここに挙げておりますのは、要望が7件以上あったものを挙げております。それから、削除希望のあった方も同じく7件以上のものをそこで挙げております。追加希望が一番多いのが「鷹」、それから「碍」ですね。障碍の「碍」、融通無碍という語で使う「碍」、この二つが追加希望としては一番多い。削除希望として多かったのは、「鬱」という字と「顎」という字で、これが10件以上ということになっております。

まず「鷹」と「碍」について簡単に触れておきます。「鷹」という字がどういうふうに使われているのかは、『出現文字列頻度数調査』を見ると一目瞭然なんですが、今日は時間がないのでやめます。基本的には「鷹也」というような名前使われているケースが多い。それから「鷹野」という姓だとか、それから「御巢鷹山」などというときの「鷹」とか、固有名詞での使用例が多いということです。一般の語としては、これは多分、時代小説の関係だと思んですが、「夜鷹」などが結構出てきます。それから「鷹匠」とかも出てきます。もちろん「三鷹」も出てきます。あと「鷹揚」というような言葉も出てくるのですが、そこで判断したのは、まず一つは、固有名詞の使用例が多いということ、それから、「夜鷹」とか「鷹匠」とか、「鷹揚」にしてもそうですが、現代の文字生活の中ではそれほど使われていないのではないかということです。それで、「鷹」に関しては追加希望が多かったのですが、入れる必要はないだろうと判断したわけです。

次の「碍」ですけれども、これも「障碍」「融通無碍」という語で使うか、あとは電柱の上にある白い陶磁器の「碍子」ですね、それぐらいしか使われない。しかも、「碍子」は今の日常生活の中では余り一般的でない。それから、「障碍」に関しても、いろいろな考え方があって、この石偏の字を望んでいらっしゃる方もいるわけですが、一方で、この字は嫌だという方もいる。さらに、「障がい」というように平仮名書きがいいと言う方もいらっしゃる。また、今使われているウ冠の「害」の方がいいという方もいらっしゃる。このような状況があって、出現頻度数としても高くありません。このようなことを総合的に勘案して、今回の選定基準から言うと、入れるというふうにはならないだろう、これが今回追加候補としなかった理由です。

一方、「鬱」と「顎」、これは11件と10件ということで、削除希望が一番多かったものですが、「鬱」と「顎」の両方とも、削除してほしいという大きな理由は、画数が多く、難しい字だからということでした。こんな字は書けないというような理由を付して寄せられた意見が多くありました。ただ、「鬱」はいろいろな熟語を作ります。「憂鬱」とか、「陰鬱」とか、「鬱屈」とか、「鬱血」とか、「鬱々」とかですね。どうもこの「鬱」という語自体が現代社会の一つのキーワードのようにもなっていて、かなり使われている。余りいい時代ではないということですがすけれども、恐らく今後も「鬱」という字はよく使わ

れていくであろうと考えられます。そのときに、この「鬱」という字が使われていると、非常に読み取りの効率性を高めるわけです。なおかつ、先ほどの前文の基本的な考え方のところに今回新たに付け加えた文ですが、ここに挙がっている字のすべてを手書きできる必要はなく、また手書きを求めるものでもないとあります。つまり情報機器の使用を前提とした文字生活を送るということを考えていけば、もちろん基本的な漢字の能力は何度も申し上げたように、繰り返し手書きをするということでも身に付いていくわけですが、一方で、現実の文字生活の実態としては情報機器を利用していくということがありますので、「鬱」が入っていることによって読み取りの効率性を高めるということを重く見て、削除しない方がいいだろうと判断いたしました。「顎」についても同様ですけれども、これも出現頻度が比較的高く、かつ読み取りの効率性を高めるということで、「顎」についてはむしろ今回音の「ガク」を追加して、最近、「顎関節症」とかそういう使われ方もかなりありますので、削除しなかったということでございます。

155ページの音訓のところですが、参考資料2と併せ、音訓の追加・削除ということで、まず参考資料2の3のところを御覧ください。追加希望のあったものということで、「描」で「かく」とかですね。これも、「絵をかく」というときにどうしても「書」を当てにくいというようなことがございます。「お絵かき」などと書くときに、平仮名で書けばいいじゃないかという考え方もありますが、「書」が当てにくいというようなこともあって、やはり必要な訓ではないかというような指摘がかなりありました。それから、「他」で「ほか」ということですね。「ほかに何かありませんか」というときに「他」を使うことが非常に多い。次に「類」。これまで「たぐい」という訓はなかったんですが、それもかなり使うのではないかということです。

こういう要望を、実は音訓の追加・削除というのは、そこに36件と書いてありますが、寄せられた件数自体は確かに36件なんですけれども、1人で100件以上の音や訓を挙げてくださった方もいらっしゃる、延べにすると1,000を超えています。1,000を超える音訓について、追加すべきである、あるいは削除すべきである、という御意見を頂きました。1件1件すべて漢字ワーキンググループで取り上げて検討いたしました。ですから、これは件数が多くなくても、たとえ1件、2件のものであっても追加したものもございます。そういうことで、内容に即して検討した結果、今回、155ページにあるように、必要な音や訓を追加し、必要でないものを削除したということでございます。

155ページのところで1点だけ申し上げたいのは、155ページの現行常用漢字表にかかわる変更のところ、ここに音訓の削除というところがございます。1から8までは都道府県名にかかわるものです。例えば、1は「愛」ですけれども、「愛媛県」と使うことを考えて「え」という訓を入れたわけです。しかし、これは、訓ではなく、音ではないかという議論もあります。ただし、前の試案では訓という形で入れたわけです、それから7番のところを見ていただきますと、「分」に訓の「いた」を加えていた。これは何のために加えていたのかというと、「大分県」のためなんです。ところが、「大分県」のために「いた」という訓を独立して加えてしまうと、「いた」という訓があるんだということになってしまいますので、このような扱い方が果たして妥当なのかどうかを改めて議論いたしました。「大」と「分」という字がくっついて「大分県」ということなんだというふうに考えれば、これに独立した「いた」というような訓を付けてしまうことは、これまでの常用漢字表の音訓の体系性という点から見て、問題があるのではないかとということです。ほかに「いた」と使うのかと言えば、使わない。そういったことで、都道府県名のために新たに入れた音訓はすべて音訓欄から削除したというところが大きな変更点です。

最後に1点だけ申し上げて終わりにいたします。156ページを御覧ください。156ページで非常に大きかったのは、漢字小委員会の中で繰り返し、また漢字ワーキンググループで

は十数時間にわたって議論したわけですが、本表の示し方にかかわる変更です。これに関して、前回の「新常用漢字表（仮称）」に関する試案では、（１）の形で掲げられておりました。今回は、それを下の（２）の形で掲げるというものです。比べていただきますとお分かりのように、（１）は「遡」を漢字欄に出して、そこに「＊」を付していた。

「＊」は、許容字体があるものです。備考欄を見ていただきますと、漢字欄に出している２点しんにゅうの形を１点しんにゅうにしたものを許容字体として、備考欄に入れておられます。（２）を見ていただきますと、（１）で備考欄に小さく入っていた「遡」という字が前の漢字欄に移動しまして、大きく並列する形で並んでいます。ですから、ぱっと見た瞬間に、１点しんにゅうの「遡」が２点しんにゅうのものと同時に目に入ってくるようになったわけです。さらに、備考欄でこれが許容字体だということを記し、１点しんにゅうの字体に手厚い形で手直しをしました。では、なぜ２点しんにゅうを漢字欄に掲げたのかについては、前回の「新漢字表（仮称）」に関する試案の時に御説明申し上げておりますので、繰り返し申し上げませんが、現実の文字の使用実態を調べた上で、このような扱いをしているということでございます。その上で、今回はこういう形に、表の示し方を変えたということでございます。

○林分科会長

どうもありがとうございました。

常用漢字表の見直しに関しまして本日お願いをいたしたいのは、この分厚い配布資料２「改定常用漢字表」に関する試案（案）をお認めいただくこととでございます。本日、これがお認めいただけますと、その後、約１か月ぐらい掛けまして、第２回目の意見募集をしまして、それに基づいて更に審議を重ねて最終案を作る、そういう運びになります。ですから、本日は是非この案の御審議と御了承をお願いしたいというわけでございます。これが、言ってみれば、第２次試案に当たるものでございますが、第１次試案につきましては、先ほど申し上げましたように、今年の１月末のこの国語分科会で御了承いただいております。その後、この第２次試案まで、どういう経緯で、どのように変わったのかということは今、前田漢字小委員会主査と、氏原主任国語調査官からお話しいただいたということでございます。

それでは、配布資料２に関しまして、御質問あるいは御意見がありましたらお伺いいたします。いかがでしょうか。（→ 挙手なし）

よろしいでしょうか。特に御発言がございませんので、それでは本日はこの第２次試案を御了承いただいたということにいたします。それでは、この案で、第２回目の意見募集をさせていただきます。また、それを受けまして、漢字小委員会で審議が行われ、最終案につきましては、ここでまた御覧いただき、御審議を頂くという運びになるわけでございます。それでは、漢字小委員会の件に関しましては、本日これで終了させていただきたいと思っております。

次でございますが、日本語教育小委員会の審議状況に関しまして、日本語教育小委員会の主査であり、国語分科会の副会長でいらっしやいます西原委員に御説明をお願いしたいと思います。

○西原副会長

日本語教育小委員会の方は審議状況でございまして、漢字小委員会がお示しくくださったような、何らかの結論を得て、これに対して御意見又はお認めいただくような、そういう段階のものではございません。配布資料３に基づいて、説明をさせていただきます。

配布資料３を御覧くださいませ。配布資料３のところに「生活者としての外国人」に

対する日本語教育」という文言がまず掲げてございます。これは、この期以前に既にこれが文言として登場するような経緯があったわけでございますけれども、その更に背景的な状況といたしましては、皆様よく御存じのように、現在、日本の国内では二百数十万人の外国の方が登録しておられるという状況がございます。それと、これは直接的には連動するものではないと思っておりますけれども、少子高齢化という時代を迎えて、数十年後には人口のかなりの減少が見込まれる、見通されているという状況の中で、今後の日本社会の構成員がどのような人たちとなるかということに関して、各セクターの中でいろいろな御意見があるというような、そういう背景が大きくはあると存じます。

それを受けて、先ほどの文化庁長官のごあいさつにもありましたように、国内の社会の成員の意思疎通に関して、どのような言語、又は言語的配慮が必要かという大きな問題が背景にあるかと存じます。その中で、先ほどのお話にもありましたように、文部科学省、それからその他の省庁の中で、国民のコミュニケーションということに関してどのような施策を採るべきかということが議論されており、そして、文化庁の日本語教育小委員会のところに下りてまいりますと、それは生活者として日本語を母語としてまだ持っていない人の日本語の学習、習得、そしてそれをもって、行うべき社会参加ということに関して、どのような方針を立てるべきかということがこの日本語教育小委員会に課せられた一つの課題というふうな受け止めて出発したことでございます。

そして、大部分の委員の皆様は既に御存じのように、昨期の審議経過の中で、この「生活者としての外国人」に対して、国が行うべき言語的な施策、それから都道府県、そしてもう少し小さい地方自治体というようなところでそれぞれの役割というものが提案され、確認いただいていることと存じます。その中で、国がという形で、実は、これは先ほどのように、文化庁が国の中でやるべき役割というものを限定的に考えた上で、国が行うべき日本語の施策ということに関して、どういうふうにしようかということ議論してまいりました。

7月の国語分科会で、既に配布資料3の点線で囲まれた部分の上二つにつきましては、御説明申し上げているところでございます。ただ、資料を用意しておりますので、それを御覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。配布資料3-1「生活上の行為」の分類一覧」というものがございます。これは、その凡例のところに書かれていますように、来日間もない外国人の方が基本的な生活基盤を形成するために不可欠であると考えられる「生活上の行為」というものを特定して、それに小分類、中分類を付けているという表でございます。

これが生まれるようになった経緯につきましては、既に説明をしておりますけれども、各種の先行する実践、研究の事例及び日本語教育小委員会の中で行った、小規模ではありますが、調査に基づいて、このようなことが外国から参入してくださる方々にとって、まず生活をすることの基盤の上に必要であろうと思われることとして、大分類にしましたら10ですね、それから、それを更に少し中を分けまして、中分類として22、そして小分類としまして48が挙がっております。小分類というところで、●が付いておりますのは、先ほども凡例として説明いたしましたけれども、基本的な生活基盤を形成するために不可欠であろう、これができなければ困るであろうというようなところで、●を付けました。

先ほども審議状況の中間的な報告というふうな申し上げましたけれども、これは刻々進みつつあることでございまして、大分類、中分類のところまではその文言を変える、又は●を変えるということは、今後多分しない予定でございますけれども、小分類の辺りでは生活者としての基本の基本ということを考えるときに、例えば健康で安全なという、そういうことは条件として入ると思っておりますので、それらを加えてみると、大分類01をどのよう

に考えていったらよいかということに関しては、まだ審議が行われているというところがございます。

続きまして、配布資料の3-2を御覧ください。今申し上げました、配布資料3-1の一覧に基づいて、それを今度は下位分類である小分類にもう一つ下を付けていったというのが配布資料3-2でございます。これは、大分類を横目に見ながら見ていただかないと、少しまた細かくなり過ぎるところかもしれません。例えば1ページ目にありますように、小分類の01「医療機関で治療を受ける」というのは、配布資料3-1のところにあります大分類の「健康・安全に暮らす」、そして、中分類の「健康を保つ」というところに連動する小分類01というのがここに転写してあるということでございます。

その上で一番上に書いてあることですが、●については御説明申し上げました。その下に★と☆が付しているということで、1ページ目には実はないのですが、★につきましては、基本的な生活基盤の形成に不可欠であり、かつ、複雑なコミュニケーションを必要とせず、外国人が主体的に動くことが必要とされる「生活上の行為」というものを★で選び出しております。

それから、少しめくっていただきますと、☆というところが出てくるのですが、4～5ページの「06住居を確保する」ということがございます。これは大分類02の中分類の初めということがございますけれども、そこで「0701電気・ガス・水道等の使用を開始する」ということがございます。これについては「開始手続きについて理解する」ということで、これは☆になっております。これは、コミュニケーション活動として何を言ったらいいかということや学習すること以前に、これは母語で、又はだれかに説明してもらって分かるという、そういうことであろうということです。先ほど「生活上の行為」というふうに申しまして、この段階ではまだ学習項目ということではございませんので、日本で住み始めるということがあるときに、住居の中でエネルギーを使うということを頭で理解することが必要な場合には☆ということにしておりまして、それらはまだまだ審議の過程で黒が付いたり白になったりとか、それから星印が付いたり抜けたりというようなことは、審議の途中で、生活上の必要な不可欠の行為ということに関してまだまだ議論のあるところがございます。

それから、次に配布資料の3-3を御覧いただきます。だんだん細かくなってくるのですが、先ほど「生活上の行為」ということに関連して、それを言語の学習あるいはコミュニケーション行為として定着させていくということに関して、どのような情報が関係の方に示されなければならないのかということや、先ほどの「生活上の行為」の分類の小分類以下のところを更に細かく資料化しているというところが、この配布資料の3-3でございます。

まず、1枚A4の紙が付いております。そこを御覧いただきたいのですが、それは選択した「生活上の行為」の事例に、能力記述、〇〇ができるということ、それから場面ですね、だれがかかわるのか、どこでかかわるのか、どういう状況なのかということ、それから実際のやり取り、そして、それに伴う文法の事項、そのやり取りの例の中にある日本語に関して文法記述をし、それから「機能」という言葉、少し耳慣れない向きもあるかもしれませんが、これはこのやり取りが何のために、何を目的として行われるのかということに関して「機能」という言葉が使われております。それから、実際に語彙としてどんなものがあるのか。そして、それは言語教育の世界で4技能というのをよく言うんですけども、話す、聞く、読む、書くでございますが、そのうちのどの技能の学習を要求しているのかということに関連しまして、このような作業を始めたところがございます。これにつきましても7月の段階で御説明を申し上げているところがございます。

その少し進んだ状況というのが、今度はA3を横にさせていただいて見ていただくと、次

の小分類以下のことということになるわけでございます。これは、頭から始めて終わりまで行くというのが普通の順序であろうかと思えますけれども、時間的な制約と、それから市民生活にとって何が一番身近かというようなことを考えまして、まず取り掛かったのが小分類08の「物品購入・サービスを利用する」ということとございました。そして、先ほど説明しましたように、その中で、小分類の項目、それから能力記述等々というふうに、左から右に仕分けされた表になっております。

そして、上にある角の取れた四角の枠で囲まれた部分は、先ほど申しました☆ということで、これは、こういう情報は言語の学習というよりは頭で理解するということにかかわるものだろうということです。できれば最終的な形としては、滞在する外国人の方々の母語で翻訳されて提示されるべきものというふうに考えております。母語と申しましたもたくさんございますが、代表的な居住者の多い母語はこういうような形で翻訳され、提示されるということかと存じます。そして、私どもが行った作業というのが、典型的にここに展開されております。それを、物品購入・サービスのところまでは実は7月に少しお示しし、それが詳しくなったということをご示しております。

もう一つ項目として、日本社会に参入すると申しますか、大分類で行きますと、07、08にかかわるところ、「人とかかわる」あるいは「社会の一員となる」という、そういう大分類にかかわるところについても試みたことがございまして、小分類にしますと、「人とかかわる」、そして●の付いた「人と付き合う」という31番というところについても同じような作業を試みております。

これがあいさつということに関連する記述でございますけれども、日本の文化的な生活と申しますか、人間関係を営むに当たって、あいさつというのは非常に重要なこととございますので、それが知識としては、今選んであるのは三つでございますけれども、「あいさつの種類と目的を理解する」、それから「あいさつの文化的相違を理解する」、これは皆様方よく御存じのように、日本式のあいさつと日本式のあいさつの文言というのは決してユニバーサルなものではないわけでございますので、そのことを理解していただく、それから、TPOに合った適切なあいさつの形式を理解する、どういうときに、どういう人に、どういうあいさつをするのかということ、場面とか相手とか状況を考えながらやり取りの例として示していくんですけども、その前提としてこのような知識を持っていたということにさせていただいて、その最後の2枚のA3の紙が成り立っております。

今後ですけれども、このようなことを徐々に進めていきまして、できればある一定のまとまりというのを得て、そしてこれを学習項目の要素として記述した上で、配布資料3の一番下の点線で囲まれたところとございまして、12月から来年の3月を目指して、「生活者としての外国人」に対する日本語教育のための標準的なカリキュラム（案）というものを開発して、そこでまたまとめとして御報告したいというふうに考えております。そして、更に大きな黒い矢印の後に付いていることとございまして、平成22年3月以降には、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の参考例としての教材を示していくということを考えて目標にしております。

○林分科会長

どうもありがとうございました。

ただ今の御説明について何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

大学等における日本語教育と違いまして、特にこの「生活者としての外国人」に対する日本語教育というのは、場面とか、教える先生の力量とか、それから教育方法とか、教育内容とか、ばらばらになりがちの中で、こういう非常に緻密な日本語教育の体系が出来上がるということはすばらしいことだと思って、今しみじみそれを強く感じながらお話を

お伺いいたしました。

何かお感じになるところ、御感想でも結構ですけれども、何かございましたら御発言をお願いいたしたいと思います。(→ 挙手なし)

余り無理に御意見をちょうだいしようとするのも御迷惑かと思imasuので、それでは、ただ今の御説明についてはこれで終了させていただきたいと思imasu。

情報化時代を迎えての常用漢字の見直し、それからこういう、これから更に増えるだろうと思われる「生活者としての外国人」に対する日本語教育、正に今、日本語が直面している非常に大きな二つの問題だと思っております。これがこういうふうにして審議が進みますことを、新しい文化庁長官に御報告申し上げながら、いろいろまた励ましていただきたいというふうに思うのが率直な気持ちでございます。

それでは、予定時間よりも早うございますけれども、これで終了させていただきたいと思imasu。本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。